

総務教育常任委員会委員長（古川 幸義）

皆さんおはようございます。

平成28年3月24日に開催した総務教育常任委員会の結果を次のとおり報告いたします。
審議事項。

一つ、多度津町給食センター調査報告書速報版追加資料について。

審議結果。

一つ、多度津町給食センター調査報告書速報版追加資料についての説明があり、これに対して、委員、傍聴議員より。

一つ、1市2町の合同給食センターの建設に必要な土地について、善通寺が市有地として購入する場合、負担額が今後発生するのではないか。また借地料として負担しないといけないのではないか。

一つ、多度津町単独で給食調理を行う場合、既存の調理器具がそのまま使えるので、PFIで行うより、経費が削減されるのではないか。

一つ、1市2町の合同給食センターで調理業務を行うと、町内で働く場所が減少し、雇用がなくなるのではないか。また、食材を納入していた町内業者も締め出される傾向があり、町の活性化に逆行するのではないか。

一つ、今現在、少子化が進んでいるので、地域ごとに学校給食センターを設置したほうが効果的で効率的ではないか。

一つ、学校給食に関係する人に対し、民間委託と直営に関するアンケートを実施し、現場の人の意見を聴くべきではないか。

一つ、1市2町の合同で学校給食の調理を行うと、食材を大量に調達する必要があるが、TPPの影響により、学校給食に遺伝子組み換え食品等が入る可能性があり、安全性が確保できないのではないか。

一つ、学校給食法等の法律に基づいて作成した要求水準書ができた場合、どのようにして業者に募集をかけるのか。

一つ、学校給食センターに関して、今までに様々な資料を提供していただいたが、丁寧さに欠けている。より丁寧な資料を提供し、説明していただきたい。

一つ、学校給食法の中で、食糧の生産、流通及び商品について正しい理解に導くとあり、地産地消について触れているが、子どもたちに理解してもらうために、地産地消の取り組みをしないといけないのではないか。

一つ、平成28年度において、多度津町給食センターの運営体制は整っているのか。

一つ、多度津町単独で給食センターを建てる場合、緊急防災減災事業債の申請をしないのはなぜか。

一つ、緊急防災対策債事業については、国に対して継続してもらおうよう、多度津町として要望していただきたい。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より。

一つ、1市2町の合同給食センターの建設に必要な土地について、善通寺が市有地として購入する場合、借地料もしくは負担金という形で負担することになると思うが、具体的に決まっていないのが現状である。

一つ、多度津町単独で給食調理を行う場合、建物を修繕するときは、既存の調理器具が使用できるが、建物を建て直すときは、厳しい規定により、既存の調理器具が使用できない可能性があるため、多度津町単独で行う場合も、調理器具を買い換える必要があると思っている。

一つ、今現在、給食センターで働いておられる方は、様々なノウハウを持っているので、1市2町の合同給食センターになっても、雇ってもらうように指導することができると考えている。また、食材を搬入している町内業者に関しては、1市2町で枠があるため、すでに合同が進んでいると考えている。

一つ、少子化が進む中、効率的な給食センターでなければ、食育教育等ができなくなるため、今現在の給食を維持するためには、単独では難しいと考えている。

一つ、学校給食に関係する人に対するアンケートの実施は必要ではあるが、町全体を考えたときに、どういったことが正しいのかを考えることも必要ではないかと考えている。

一つ、遺伝子組み換え食品が無条件で学校給食に入ることはないと考えている。

一つ、多度津町単独で行う場合の要求水準書ができた場合、業者の募集は通常の入札方法で行うようになる。

一つ、地産地消の考え方は大事であるので、給食の献立がどういう形態になっても推し進めていかないといけないと考えている。また、それ以外に他の教科学習や総合的な学習で関連させながら、学習する機会を推進しなければならないと思っている。

一つ、平成28年度の多度津町給食センターの運営体制として、臨時職員や嘱託職員等で体制を維持し、引き続き、募集を続けたい。

一つ、緊急防災減災事業債を申請する場合、概算費用等が決まっていないと申請できず、また、申請の締切が28年の1月末までであり、間に合わないので、申請をしていない。

以上のような答弁があり、審議の結果、1. 多度津町給食センター調査報告書速報版追加資料については、執行部から説明の後、質疑を行い終了した。

またその他として、執行部より1件の報告があった。

また、議題として審議予定であった今後の「多度津町給食センター」の方向性については、平成28年3月31日開催の総務教育常任委員会で審議することにした。

以上で、3月24日に開催しました総務教育常任委員会での結果を報告致します。

議長（志村 忠昭）

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

3月24日に行われました総務教育常任委員会委員長報告について、これを了承することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、総務教育常任委員会委員長報告は了承することに決定いたしました。

次に、3月31日に開催されました総務教育常任委員会の、委員長報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、古川幸義君

総務教育常任委員会委員長（古川 幸義）

平成28年3月31日に開催した総務教育常任委員会の結果を次のとおり報告致します。

審議事項。

一つ、今後の「多度津町給食センター」の方向について

審議結果。

一つ、今後の「多度津町給食センター」の方向についての説明があり、これに対して、委員、傍聴議員より。

一つ、PFI方式スケジュールに記載している、平成28年6月に予算措置を議決するのは、どういう手続きなのか。

一つ、3月10日提出の調査報告書速報版の資料の標準的な価格というのは、どの時点で

決まるのか。

一つ、PFI方式を採用しなかったら、交付税は引き下げられるのか。

一つ、町民の皆さんに多度津町給食センターが1市2町の合同になるのか。単独になるのか。の説明はされたのか。

一つ、合同の1市2町で行う場合に、地産地消や安全安心を考えているのか。

一つ、町内において、給食センターの建設検討地を、検討をしたのか。

一つ、給食センターの建設用地は、多度津山のサッカー場の北側が適しているのではないのか。

一つ、多度津町が地産地消について、どういう取り組みをしていくのか。

一つ、仮に、多度津町が単独で行った場合、財政運営的に難しい判断になると思うが、現在の多度津町の中で、大丈夫なのか。

一つ、PFI方式の契約の15.5年が終わった後は、どういう状況になるのか。

一つ、PFI方式のスケジュールの中で、3回の議決が必要なのと、1市2町の給食数は7000食ということで良いのか。

一つ、1市2町の合同のPFI方式に関して、最終報告書が出てなく、結論も出ていないが、採決をとるのか。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より。

一つ、平成28年6月に要求水準書の事業方針を作成するために予算措置の議決をお願いするものである。

一つ、調査報告書速報版の資料の標準的な価格は、事業所が提案書を提出し、それを総合評価方式もしくは、プロポーザル方式でチェックして、決めるものである。

一つ、交付税は、公設で単独である場合のみ、交付税措置があるものである。

一つ、多度津町給食センターが1市2町の合同になるのか。単独になるのか。の町民への説明は、町政報告会や対話集会、PTA関係の処等で十分説明ができていると思っている。

一つ、合同の1市2町の場合でも単独の場合でも、子供達に地産地消や安心安全な食生活を安定供給するものである。

一つ、町内における給食センターの建設検討地は、町有地を5カ所と民有地は1カ所を検討している。

一つ、給食センター建設検討地として、多度津山サッカー場の北側は、現在、サッカー場として使用しているし、東側は企業誘致として県に申請を出しており、排水の面でも難しいと考えている。

一つ、多度津町の地産地消は、多度津町でとれる農産物や海産物の割合を高め、できるだけ香川県産を使用するように取り組んでいく方針である。

一つ、仮に、多度津町が単独で行った場合、現状の中で、ある程度は財政的にいける判断をしている。

一つ、PFI方式の契約の15.5年間が終わった後は、話し合いで決めていき、建物については、PFI方式の中で、BOT、BT0のどちらにするのか決まっていない。

一つ、この資料のPFI方式は、3回の議決を要し、1市2町の給食数は7000食で事業を進めていく予定である。

一つ、1市2町による合同のPFI方式の最終報告書は、未だ出ておらないが、「多度津町給食センター」の方向性についての判断なので採決をする。

以上のような答弁があり、審議の結果、1. 今後の「多度津町給食センター」の方向については、委員会として、採決の結果、了承した。

以上で、3月31日に開催した総務教育常任委員会の結果を報告します。

議長（志村 忠昭）

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

3月31日に行われました総務教育常任委員会委員長報告について、これを了承することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、総務教育常任委員会委員長報告は了承することに決定いたしました。

次に、5月6日に開催されました建設産業民生常任委員会の、委員長報告を求めます。

建設産業民生常任委員会委員長、小川保君

建設産業民生常任委員会委員長（小川 保）

失礼します。

平成28年5月6日に開催しました建設産業民生常任委員会の結果を次のとおり報告致します。

審議事項。

栄町地区緊急避難路整備事業について。

審議結果。

本件について、建設課から説明があり、これに対して、委員、傍聴議員より、次のような意見、要望がありました。

一つ、避難通路のテフロン膜で屋根を設置する様だが、横なぐりの雨に対してはどのようなのか。

一つ、避難通路の横サイドに壁がないのは、どうしてか。

一つ、計画している手すりの上から、或いはそのフェンス部分から小さい子供や物が落ち込む可能性があるのではないか。

一つ、避難通路の景観デザインは考慮しているのか。

一つ、バリアフリーの要望が住民から出ているが、エレベーターの設置はどうなっているのか。

一つ、緊急避難通路と橋上駅を区分して説明してほしい。

一つ、避難通路の路面は、滑らないように考慮しているのか。

一つ、避難通路は、自転車でも上がれるのか。

一つ、避難通路は、どの位の地震に耐えられるのか。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より、次のような説明答弁がありました。

一つ、今回の避難通路の仕様では、横なぐりの雨を防ぐことはできません。

一つ、避難通路の横壁サイドは、十分に安全性が確保できるよう、仕様を検討します。

一つ、手すりの高欄の仕様は、パネル式にするのか、或いは格子式にするのか再度検討をします。

一つ、避難通路としての跨線橋は、予算を考慮する中で安全性、及び景観デザイン性等を含めて詳細設計をいたします。

一つ、エレベーターは、緊急避難路という事業の中では、国からの補助対象事業として認定できないことになっております。

一つ、最初に、緊急防災対策債を使って避難通路を施工する。完成後にJRホームに降りていく橋上駅を計画します。

一つ、安全対策も含め、避難通路の路面につきましても、早急にJRと協議を進めていきます。

一つ、避難通路は自転車が上られるように、25%勾配となっております。

一つ、避難通路の耐震は、通常言われている震度6弱を想定設計しております。

以上のような答弁があり、審議の結果、栄町地区緊急避難通路整備事業について、委員会として了承致しました。

以上、報告致します。

議長（志村 忠昭）

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

建設産業民生常任委員会委員長報告について、これを了承することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、建設産業民生常任委員会委員長報告は了承することに決定いたしました。

続きまして、町長報告であります。

これにつきましても、すでに印刷配付をしておりますので、朗読は省略を致します。